

## 告 示

### 埼玉県告示第六百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、神鳥荻島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年五月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	爲ヶ井 豊 春	埼玉県羽生市大字喜右エ門新田千五十一番地